

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので議案第八十七号負担付き贈与の受領についての提案理由及びその内容について説明申し上げます。まず提案理由でございますが、本件は都営住宅建てかえ計画の実施に際し、福生市宅地開発指導要綱の規定に基づく協議によりまして東京都から公園の贈与を申し出がございまして、その贈与の条件をいたしまして今後東京都と福生市において締結いたします工地譲与契約書の中に都条例及びそれを受けた東京都公有財産規則の規定に基づきまして、契約締結の日から起算いたしまして二十年間公園として使用することの用途指定と条件不履行の場合、例えば用途を変更いたしましたとして普通財産として売却をしようというようなことを指してあります。そのような場合、贈与者でございする東京都において一方的な契約の解除の規定が盛り込まれるということになりました。市は東京都に對しまして契約に付されました条件そのものに基きまして法的義務を負うということになりますので、地方自治法第九十六條第二項第八号の規定に基づきまして負担付き贈与を受けらるたの議会の議決を得べく提案を申し上げたものでございます。

なお、今後の当該公園の引き継ぎに關し、事務処理といたしましては仮引き継ぎに關する覚書によりまして昭和六十一年三月を目途に帰属手続が完了するよう相互に協力処理をすることと相なっております。その際の必要な書類をいたしまして、本件に對しまして福生市議会の議決書の写しを添えることに相なっております。また当該公園が契約締結により福生市に帰属することになるまでの間にあります供用開始に伴う維持管理につきましては仮引き継ぎに關する覚書によりまして福生市において行うということに相なっております。次に議案の内容各につきまして説明申し上げます。

贈与申込者は東京都。代表者は東京都知事 鈴木俊一でございします。贈与物件は公園用地及び附属物一式でございします。所在地は福生市武蔵野台二丁目十七番地。面積は千三百四十平方メートルでございします。贈与の目的をいたしましては公園の用に供し、住環境の向上を図るということに相なっております。それから贈与条件が先ほど第九十六條規定に一応該当するということ趣旨の説明を申し上げましたが、引き渡し後の二十間公園として使用することとし、不履行の場合は東京都に返還することというように相なっております。

まことに雑駁な説明でございましたが、議事録第八十七号の説明にかえりていただきます。

よろしくどうぞ御審議を賜りまして原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(森田若男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

○十九番(宮沢良一君) ただいまの説明で宅地開発指導要綱に基づいて負担付き贈与という事でございますが、これでよろしいでしょうか。

○建設部長(森田進君) 自席からお許しをいただきます。御答弁申し上げます。宅地開発指導要綱に基づきまして昨年の三月の建設時期に協議をいたしまして、その協議に基づきまして今回公園の贈与と、そういうふうな形になったわけでございますが、開発指導要綱に基づきます公園面積につきましては一応基準でございまして全体の開発面積の六%、それが一応公園用地として寄附を受ける。そういう形で従来開発業者から寄附を受けていると、そういう形でございしますが、今回の場合は、それを当てはめますと七百二十平米に見合うわけでござい

ますが、特にその他の状況を勘案いたしましたとして千三百四十平米の面積の一応公園と申す寄附を受けると、そういうふうな形になったわけでございまして、当然この中に開発指導要綱に基づく公園部分が含まれると、そういうふうな一応判断をしていただいて結構だと思えます。以上でございします。

○十九番(宮沢良一君) 開発指導要綱からいけば公園の場合は七百二十平米というところでございしますが、それよりも多いという事で、宅地開発指導要綱からいけば一般の場合、そういう教育負担金とか、そういうものもいたっているわけでございしますが、こういったことが差し引いて大体ある程度、千三百四十平米ですから普通のあれも多いわけですが、そういう差し引いた結果、大体追いつくかどうかですね。

これが一般の開発した場合に、やはりそれより寄附が少ないということになれば、邸宅住宅であろうが一般の建て売りであろうが市にかかると負担は同じなわけですから、その点どう思うていらっしゃるわけですか。

○建設部長(森田進君) 残りが六百二十平米になるわけでございしますが、この数字が教育負担金に見合うかどうかという事でございしますが、なかなか土地の評価の関係で違ってくるかもしれません。しかし、私どもの方の一応計算でいいますと大

体今々の数字に見合うものであろうと、そんなふうには判断をしてあります。

ただ、教育負担金についてはそれだけのやはり目的がある負担金としてもらうわけではございまして、そういう面から見ると必ずしもこうだった現物でもらうことが教育負担金としてもらう開発指導要綱の趣旨に沿っているかどうかと、そういう問題が一応残るわけではございまして、いずれにいたしましても東京都の郡営住宅の建てかえ計画につきましては現在完成いたしました郡営住宅を含めまして第二、第三の計画が熊川にございます。その熊川地区の全体の開発計画の中で開発指導要綱に基づく教育施設等に公共施設の整備負担、そういうものにについては一応協議すると、そういう形で昨年の三月に東京都と協議が成立しております。

今、熊川地区の郡営住宅の建てかえ計画については事務的に若干話が来ていると、そういうふうな状況でございまして、今後、開発指導要綱に基づく諸般の協議、そういうものを詰めまして正規の開発指導要綱に基づく措置をしていきたいと、そのように思うております。

○十九番(宮沢良一君) わかりました。今後とも建てかえが続くわけですから正規の開発指導要綱をひとつぜひ交渉していただきたいと、このように要望いたします。

○九番(上野重勝君) ただいま宮沢議員から発言がありましたのでその部分については省略をさせていただきます。

ただ、要望として、ただいま宮沢議員からお話もありましたように、郡営住宅の建てかえについては開発指導要綱に基づきます学枚用地費、それから学枚施設費については十分な協議をされたいというふうに要望を申し上げます。

それから、二番目は、これは同じ宅地開発指導要綱に基づく負担附贈与でございましてけれども、今後、一般民間住宅から同様の申し出があった場合には同じ扱いにするのかどうか、第一点。

それから第二点、公営住宅の建設について指導要綱の中では市民に入居を優先していただいているという項目があります。これについてはどのような協議がなされているか、お伺いいたします。

それから、昭和四十九年に指導要綱ができてからもう十年以上たっているわけですが、この間に指導要綱に基づく協議が不成立であったものがあるかどうか。その場合に協議を無視して建設した者があるかどうか。

それから、さらに一応協議は成立をしたが、負担金等について納入してない業者が

あるかどうか。

けれども今後この指導要綱に基づく協議を拒否された場合に市はどのような態度で臨むのか。

以上の点について伺いたします。

○総務部長（浅見裕康君） 第二点目でしたか、三點目でしたか、こう言った寄附か

あった場合、同じような方法をとるのかという趣旨は、第九十六条に基づく議決を得るのかどうかという趣旨でござりますか——はい、一応これは先ほどもうと説明申し上げましたように負担附の寄附であるので第九十六条の規定に基づきまして議会の議決を得たということでございます。

御案内と存じますが、寄附または贈与に際しまして申し出者の側から受領者に對しまして一定の条件を付された場合に、その条件に基づきまして義務の履行、そういうものをしない場合に当該贈与の解除等がなれるというふうなことで、そういう意味で法的義務を負うんでこれは負担つき寄附だというふうな解釈で第九十六条の規定を適用して議決案として提出したわけでございまして、やはりそれを提供する側がどういう意思で提供するか、それによって当然変わってくるわ

けでございします。単なる用途指定というものは、これは負担附でございしますので従来公園として寄附したいと。それ以上制約的なものを福生市側に与えたい場合には当然これも第九十六条該当事項になりますので議決案として提出をいたしません。

今回のように二十年間継続的に公園として使いたいと。それに違反した場合には契約解除です、というふうな一方的な要件を当市が受けた中でそれを利用するということになりますと負担附の寄附になりますので第九十六条第二項第八号の規定に基づきまして議決案として提出し、議会の同意を得るということになります。したがってケースによって変わってきますので、今回提出いたしましたのは初めてのケースでございしますのでそのようにならば御解釈をお願いしたいと思います。以上です。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいたさしまして三點ほどの御質問にお答えいたします。

まず市民の優先入居の関係でございしますが、これも私どもの指導要綱の中に制度化されております。今回の郡営住宅につきましては建てかえてございまして、

郡営住宅に今まで入っていた入居者があつた一応入ると。そういうことと、それから今後一応計画にのつております第三、第四の郡営住宅の建てかえ計画にある入居者、それと一応優先して入れると。そういうことで特に一応公募は行わずに、市民である一応郡営住宅の入居者、それと一応優先して入れると。そういう方法を一応現在ではとつております。

それから、指導要綱に基づく違反者というのを拒絶者かいたかどろかどろか、そういうことでございます。支払の一定手段といたしまして何回かに分けて一応分括納付すると、そういうケースはございまして、今時点では特にございせん。

それから、これからの一応そういう違反者に対する扱ひでございすけれど、これについて現在の制度がある以上、この制度の公平を突くわけにいきませんので、できるだけこの制度に沿った指導をしていきたいと、そのように一応考えております。以上でございす。

○九番(上野重勝君) 今後も民間住宅の場合であつても本人から指定寄附の負担付き贈与の申し出があつた場合にはそのように扱うという趣旨だと思ひますので、これを了解をいたします。

それから市民優先入居の問題、これは今回建てかえというところで、向こうの方に次に建てかえすべき人を優先的に入れるということがあるかと思ひます。終局的には相当数の増築になるはずでございす。その際にはぜひとも市民優先の立場を貫いていただきたい、このように要望を申し上げます。

それから、指導要綱の関係ですけれども、もう御案内のとおり、武蔵野市におきまして指導要綱に基づく訴訟問題が起つたとして、市が敗訴をしていくという実例がございす。現在、各地でこの指導要綱について見直しが行われておると私は思ひます。その中でもこの指導要綱も市民に多くの負担を及ぼす問題でございすので一挙にこれを解消するということの方がいいか、いいと思ひます。したがって各市の状況等を十分に勘案をしながら指導要綱の改正を行つていくべきではないかというふうに思ひます。この点についてお尋ねをお聞かしていただきたい。

○建設部長(森田進君) 自席からお許しをいただきます。

ただいまの指導要綱の見直しの関係でございす。実は今御指摘いただきましたように、武蔵野市の例もございすし、各市もそれぞれ制度を持つて

あるわけでございますが、制度の中身がそれと違っております。そういうこともございまして、今市長会の中でこの制度の内容をどうするか、それを含めて今検討を加えております。画一的な制度にするか、あるいはそれぞれの地域に合った制度にするか、それについては今後にもたなければならぬわけでございますが、一応そういう検討の結果を待つ中としての一応態度を――必要があれば一応現在の制度を一応検討していくと。そういう形で一応進めていきたいと思っております。以上でございます。（了解と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 何かありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） なければ以上で質疑を終ります。

これより議案第八十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することと御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、原案

のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第十九議案第八十八号 福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 御指名をいただきましたので議案第八十八号 福生市教育委員会委員の任命について、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

現在、教育委員でございます木住野元一氏は十月の二十日で任期となります。その後任といたしまして大野連夫氏をお願いをいたし御提案申し上げた次第でございます。

大野連夫氏は市の体育指導委員、社会教育委員等、教育行政において熱心な方でございます。なお詳しい学歴、職歴等につきましては資料が添付してございますので御覧をいただきますと思っております。

何とぞ慎重御審議をいただきますして原案のとおり御確定いただきますよう
お願い申し上げます。説明いたします。ありがとうございました。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、原案
のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) 日程第二十 議案第八十九号 福生市固定資産評価審
査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので議案第八十九号 福生市固定
資産評価審査委員会委員の選任について、その提案理由並びに内容について
御説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員でございます。森田秀雄氏は九月三十日か
任期であります。三期九年間務められました経験豊かな方であり、今後も
引き続き固定資産評価審査委員としてお願いいたしたく御提案申し上げます。
次第でございます。

なお詳しい学歴、公職歴等につきましては資料が添付してございますので
御覧いただきたいと思っております。

何とぞ慎重御審議をいただきますして原案のとおり御確定をいただきます
ようお願いします。説明いたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第八十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は、原案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君)

日程第二十一議案第九十号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君)

御指名をいただきましたので議案第九十号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について、その提案理由並びに内容について

御説明を申し上げます。

福生市固定資産評価審査委員会委員であります杉本皆雄氏は二期六年の間務められ九月三十日をもって任期満了となります。その後任といたしまして、新たに持田 カを選任したいと存じます。持田 カ氏は現在税理士としておりまして豊かな知識と経験を兼ね合わせた方であり、まさに適任であると思っております。

なお詳しくは学歴、職歴等につきましては資料が添付してございますので御覧をいただきますと思います。

何とぞ慎重御審議をいただきまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。説明にかえっていただきます。ありがとうございます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第九十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本会には、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十号は、原案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) 日程第二十二請願第六十一号「福生市に非核都市宣言を求めし請願書」と議題といたします。

紹介議員 関 米吉君から本趣旨の説明を求めます。

(二十四番 関 米吉君登壇)

○二十四番(関 米吉君) 御指名をいただきまして、請願第六十一号「福生市に非核都市宣言を求めし請願書」に対し、紹介議員を代表いたしまして、僭越でございますけれども、提案理由の説明を行わせていただきます。

一九四五年——昭和二十年の八月六日、広島に投下されました原爆は一瞬にして全市を壊滅して二十万人余の人々の命を奪い、さらに九日、第二発目の原爆は長崎市民

八万余人の命を奪いました。そして一九五四年——二十九年の三月一日、静岡県焼津漁港所属の第五福竜丸がマーシャル群島ビキニ環礁付近においてアメリカ軍の核実験に遭遇し、三時間後に降りかかった死の灰を浴びて乗組員二十三名が被災し、うち一名が死亡するという広島、長崎に次ぐ三度目の原爆使用による悲劇が発生し、これを契機として東京、杉並に主婦を中心とする原水爆禁止運動が巻き起こり、この許えは国内三千三百万人余、全世界七億の人々の共感と決意の署名を集めました。

一九五六年——昭和三十一年の二月でありましたが、国会は、こうして向かう原水爆禁止の国際的世論を背景といたしまして、まず二月九日、衆議院が、さらに十日、参議院が原水爆禁止要望決議を全会一致採択し、国としても原水爆実験の禁止と関係各国に訴えました。

人類最初の広島、長崎の惨状から二十しはるうと四十年目、一瞬にして命を奪われた多くの人々のほか、辛うじて一命をとりとめ得たものの、原爆症に苦しみがら今日も毎年多くの人の命が失われ、さらに、こうした被災者子孫への恐るべき遺伝的・後遺症も懸念されております。

しかし、こうした原水爆の恐ろしさを知りながらも、世界の現状はその後さらに高性能化された核兵器が次々と開発され、蓄積されております。また、広い世界のどこかで今も戦いが行われております。いつ、またどんなきっかけであの悲惨な核兵器の使用が起きるかもしれません。戦い済んで四十年、今、日本は平和な暮らしの中にあります。人類最初の被爆国民として原水爆の悲惨な風化を促さなくてはならず、非核を訴え続けることは、生きとし生ける者として何よりも子孫に与える私たちの責務であると思っております。

今ここに私たちは、千九百五十六名の多くの市民の署名を添えて非核都市宣言を行っていただきたい。この請願をいたしました。請願内容を御精読していただければ御理解願えることと存じます。ここには政治的アイデアロギの主張は全くなく、政党政派という枠を超えた本当に純粋な市民の願いでございます。

本議会にふりましては、すでに非核、平和都市宣言制定に関する請願が提出されております。私たちがお願いは横田基地の問題で、あるいは米軍機の市内上空の飛行を禁止し、あわせて非核宣言を求めるというような内容のものではなく、それとは別個のものでございます。日本の置かれております国際的な立場、ことに基地問題に

ついては各政党政見と取り組みの相違があることは当然でございますが、こうした問題は、それこそ明確なアイデアロギを持って別の角度から論議されるべきものと思っております。ある次第でございます。

核に関する問題といたしましては、四年前の五十六年六月十一日、当市議会としては、提出者、塩野鉄之助議員、賛成者、田村中郎議員、宮沢良一議員、小野沢久議員、それに私、関米吉の五議員提案により非核三原則堅持に関する意見書が全会一致可決され、関係方面に送付されました。その内容は次のとおりでございます。

非核三原則堅持に関する意見書、ライシャワー元駐日大使等の発言をきっかけに核問題は現在大きな論議となつております。とりわけ米空軍横田基地を抱える福生市民にとって、この問題は大きな衝撃を与えました。政府におかれましては、繰り返し非核三原則は堅持するとの態度を表明してありますが、今後とも、この方針を堅持され、市民の疑惑と不安を除くよう一層の御努力を要望いたします。以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。送付先といたしましては当時の内閣総理大臣、鈴木善幸、

外務大臣、園田 直、防衛庁長官、大村襄治、自治大臣、我孫子藤吉あて。